

帝国大学制度調査委員会に関する一考察

館

昭

目 次

はじめに

- 一 高田大学令案への対応と委員会の萌芽
- 二 帝国大学制度調査委員会の成立と審議経緯
- 三 決議事項の実施
- 1 総長、学長候補者の選挙
- 2 教授助教授の黜陟
- 3 教授助教授停年制度の設置
- 4 評議会の改造
- 5 名誉教授の推薦
- 6 学年開始の四月への変更
- 7 学年学級の廃止
- 8 優等生、特待生の廃止と試験方法の改善
- 9 卒業式の廃止
- 10 大学院および学位制度の改良

むすび

國大学制度調査委員会⁽¹⁾が設置された。山川健次郎給長を委員長とし各
分科大学より選出された三〇名の委員により、同月二七日より四月三
〇日いたる一〇回にのぼる会合で一二三件の帝国大学制度改革に関する

大正七年三月一九日評議会の決議にもとづき、東京帝国大学内に帝

る審議決定を行つた。法定の最高決定機関たる評議会を補助するべく設けられた大規模委員会の、そして大学制度問題検討のために設けられた専門的委員会の嚆矢である。

そもそも帝国大学評議会は、今日の一国立大学の評議会と異なり、こと高等教育に関しては文部大臣の諮問機関的地位を法的に占め、建議権をも付与されていたのである。帝国大学令は明治一九年三月に制定（勅令第三号）されたが、井上文政下の明治二・五、六年に大学の自治を拡大する大改正がなされた。明治二五年九月の改正で旧来評議会構成員たる評議官（員）の選出を文部大臣による各分科大学教授よりの「特選」としていたものを、一名は各分科大学長（法科は教頭）に固定し、他の一名は各分科大学教授会の互選にもとづく任命と改めた。さらに同二六年八月の改正で、従来「学科課程ニ関スル事項、大学院及分科大学ノ利害銷長ニ関スル事項」（第七条）に限定されていた審議権が大幅に拡大されたのである。

つまり、（一）学科の設置廃止、（二）講座の種類、（三）大学内制規、（四）学位授与のほか、（五）文部大臣または総長より諮詢の件、がその審議事項とされ、さらに「高等教育ニ関スル事項ニ付其ノ意見ヲ文部大臣ニ建議」する権限を持つ旨付記されたのである。（「帝国大学令」明治二六年八月一日、勅令第八二号、第八条）。

右の高等教育に関する建議権は、第五項の文部大臣による諮詢事項の審議権とともに、明治二九年の高等教育会議に始まる文部大臣または内閣直属の教育政策に関する諮問委員会の存在にかかわらず、また明治三〇年の京都帝国大学設立以来の帝国大学の増設、さらに大正七

年一二月に官公私立大学を統轄する大学令が制定され帝国大学令がいわばその下位法令となつた（改正は大正八年二月）後も存続し（第七条）第二次大戦後の教育制度の全面的改編に到るまで失われることがなかつたのである。

帝国大学の高等教育制度に関する発言権はこのように法制上のものであったが、それによって帝国大学評議会は大正期の大学制度改革の中でも少なからぬ役割を果したのである。そもそも大正七年の大学令制定に到る大学制度改革の端初をなす奥田文政下の「帝国大学令改正案」（大正三年）は奥田文相みずからが高等教育会議にかえて設置した文部諮詢機関たる教育調査会に提出される以前に、総長諮詢というかたちをとつて東京帝国大学評議会の逐条審議に付されている。⁽²⁾結局この案は山本内閣の瓦解によつて教育調査会に提出されることなく終つたが、続く大隈内閣、高田文相によつて帝国大学評議会を素通りして教育調査会に提出された大学令案は、帝国大学側の坐視し得ない内容をもつていた。この問題への東京帝国大学評議会の対応の経緯は後述するところであるが、この対応の中で教授会→評議会といふいわば法定の形式的プロセスを越えた大学としての意志決定過程が論議にのぼり、そこに委員会設置の構想が芽生えたのである。

政権再び交代して寺内内閣、岡田文相のもとで、大正六年內閣直属の諮問機関として臨時教育会議が設置され、官公私立大学を統轄する大学令の制定が日程にのぼると、山川総長の発議によつて東京帝国大学評議会は、帝国大学制度検討のために帝国大学制度調査委員会の設置に踏み切つたのである。その後戦前の東京帝国大学には小野塙総長

時代に「大学制度調査委員会」（昭和三年）、長与、平賀両総長にまたがって「大学制度（臨時）審査委員会」（昭和二（一九）五年）が設置されたが、帝国大学制度調査委員会はこれら大学制度関係委員会の端初をなすものである。

本小論はこの帝国大学制度調査委員会の成立、審議の経緯、教授会、評議会との関係、実施の状況等を資料的に明らかにすることを通じて、その大学制度史上の位置を究明する系口を得ることを目的とする。

年月日 総長
文部大臣宛

一 高田大学令案への対応と委員会の萌芽

大正四年八月、大隈内閣の内閣改造によつて早稲田大学総長高田早苗が文部大臣の座についた。これより先、一木喜徳郎文政下の教育調査会では「大学校令案」が諮詢されてゐるところに、委員の一人である菊池大麓からいわゆる「学芸大学案」が提出され、さらに諮詢案を検討するはずの特別委員会が独自の案を作成するといつた具合に紛議を極めていた。こうした事態の中でようやく「中学校卒業者ヲ収容シテ四箇年以上ノ教育ヲ授クル学校ヲ大学トス」といふ、いわゆる先決問題の一件が可決された。高田は菊池らとともに本件の提案者の一人であり、文相就任とともに大学制度改革に相当の意欲をみせた。そしてこの先決事項にそつた大学令案を教育調査会に諮詢したのである。⁽³⁾

この問題に関して東京帝国大学評議会は、大正四年九月二（一九）日に協議を行ひ、左記の申請書を文部大臣に提出することに決した。

今回教育調査会ニ提出セラレタル大学令案ハ事東京帝国大学ハ勿論一般高

等教育ニ關スル重要ナル事項ヲ含メルモノト存セラレ候ニヨリ本大学評議会ニ御諮詢相成候様致度右評議会ノ決議ニ因リ比段申請候也

東京帝国大学のこの動きに対しして高田文相ははじめ、大学令案は帝国大学には関係なしとしてこの申請を承認しなかつたが、山川健次郎東京帝国大学総長は直接文部省に出向き、これを強硬に主張したと言われる。⁽⁴⁾ その結果一〇月一日付けで文部次官より左記の諮詢がなされた。

今般教育調査会ニ諮詢セラレタル大学令案ハ帝国大学ニハ直接ノ関係ナシト認メ諮詢セラレサル予定ニ有之候先般御申出ノ次第モ有之候ニ付別記大學ノ要項及御回付候間評議会ニ於テ御審議ノ上御意見開申相成度候尚帝国大學ノ修業年限短縮ハ世論ノ一般ニ希望スル所ニシテ適當ナル成案ヲ得バ誠ニ教育界ノ慶事ト被存候ニ付御審議ノ際ニハ獨り右大學令案ノ各条項ノミニ限ラス帝国大學修業年限ノ短縮方法ニ関シテ十分御攻究相煩ハシ度其結果同時ニ御報告相成度候尚又本件ハ目下教育調査会ニ於テ審議中ニモ有之候間可成急速ニ御取纏相成候様特ニ御配慮ヲ得度不堪希望候
右大臣ノ命ニ依リ得貴意候 敬具

大正四年十月一日

東京帝国大学総長

理学博士山川健次郎殿

文部次官福原鏡一郎

敬具

本諮詢事項は、まず一〇月二一日の評議会で協議され、各分科大学教授会の意見を徵した上で更に評議会を開くこととなつたが、この際、場合によつては「教授総会」を開くよう協議された点が注目される。

さらに一〇月六日の評議会は大学令案と帝国大学の修業年限短縮問題に關して、次のような答申を早々に決議している。

御諮詢相成候大学令案并帝国大学修業年限ノ件ニツキ評議会ニ於テ審議ヲ遂ヶ左ノ通決議致候

一、大学令案ハ其主要ノ条項ニ於テ不備ノ点有之ト被存候間當局ニ於テ更ニ御考究ノ上其成案ヲ御諮詢相成度コト

一、各分科大学ノ修業年限ハ之ヲ短縮スルノ余地ナシト雖モ予備教育以下ニ於テ現今ノ学力ヲ低減セシムシテ年限ヲ短縮スル良法アルヤモ計リ難シ此等ノ方法御調査ノ上其成案ヲ更ニ御諮詢相成度コト

右及答申候也

年 月 日 総 長

文 部 大 臣 宛

しかし評議会はこの決議で大学令案への対策を終えたのではなかつた。一一月二三日の評議会は左記のように、大正三年の帝国大学令改正案のごとく、教育調査会へ提出する前に帝国大学評議会に諮詢をす るよう求める上申案を決議するとともに、各分科大学教授会の意見徵集を決めたのである。

文部大臣 上申案

大学令制定ノ件ニ関シテハ先般御諮詢ノ際答申ノ次第モ有之候處其後教育調査会ニ於テノ調査モ追々進行致候由ニ承リ候就テハ帝国大学及高等学校ニ関スル事項ニツキ原案御作成ノ節ハ之ヲ教育調査会ニ御提出相成候前ニ本学ニ御諮詢相成候様致度評議会ノ決議ニヨリ此段上申候也

附本案提出ノ上ハ各帝国大学総長ヘ其旨通知スルコト

この意見徵集の内容は一、大学令案に対する本学の意見を教授助教

授の総会に於て決定することの可否。二、(1)若し之を可とするときは先ず総会を開き若干の委員を選定して意見案を作成せしめ更に之を総会の議に付すべきか、又は各分科大学教授会に於て委員三名を選定し連合委員会に意見案を作成せしめ総会の議に付すべきか。(2)総会開催を否とするときは、各分科大学教授会に於て委員三名を選定し連合委員会に於て意見案を決定せしむること、にあつた。この総会または連合委員会なるものに諮詢すべきとされた事項は、第一 帝国大学と他の大学とを同一法令の下に支配せしむるの可否、第二 大学修業年限の件、第三 高等学校廃止の可否、若し廃止するとすれば帝国大学の予備教育とその年限は如何にするか、第四 学位令の件、の四件であつたが、教授助教授の総会開催は結局、一一月三〇日の評議会で可否同数で見合わされることとなつた。各分科大学のこの問題に対する意見を掲げると以下のごとくである。

| 農 | 理 | 工 | 医 | 法 | 総会開催の可否 | 備 考 |
|-----------|---|---|---|---|-------------------|-----|
| 否 | 可 | 可 | 可 | 否 | 委員二名選出、連合委員会も必要なし | |
| 可 | 可 | 可 | 可 | 否 | 大多数の意見 | |
| 全会一致 | | | | | | |
| 委員三名を仮に選出 | | | | | | |

総会を開かなかつた場合開催がもくろまれた連合委員会も、明確な記録はないが備考に記したように必要なしとの意見が出たこととあつてか設置されないこととなり、予定した諮詢事項は各分科大学教授会で検討されることとなつた。一二月二一日の評議会に報告されたその

意見を纏めると次のようになる。

| | 法 | 医 | 工 | 文 | 理 | 農 |
|------------|---|---|---|---|---|---|
| 一、同一法令下支配 | ○ | ○ | × | × | × | ○ |
| 二、大学修業年限短縮 | × | × | × | × | × | × |
| 三、高等学校廢止 | ○ | ○ | × | × | × | × |
| 四、学位の称号化 | △ | △ | ○ | ○ | ○ | × |
| 授与権を各大学に | ○ | ○ | ○ | × | ○ | × |

以上のように第一の帝国大学と他の大学とを同一の法令の支配のもとに置くかに關しては可否同数⁽⁵⁾であつたが、可とするものは大学はすべて帝国大学と同一水準でなければならないといふ趣旨より出たものであり、否としたものはいわゆる低級大学を認めようというものであった。このうち低級大学の存在を認めようとした工科大学は、大学令問題に關して最初の協議が行なわれた九月二八日の評議会に先立つ九月二七日に臨時教授会を開催し、その趣旨とするところを以下の文面にまとめた。

一、熟ら世界工業教育の趨勢を見るに一面に於ては専ら社会の需要に応じ実務に從事するの技術家を養成すると共に日進月歩の斯界に対し常に研究の態度持するの士を養はざるを得ず 近来歐米各国に於る状態亦然りとす
之を我国の現状に徴するに新大学令に示せる如き工業大学は固より其必要あるべしと雖之と同時に帝国大学工科大学に於て教育せる程度若くは其以上の教育を受け以て歐米先進の諸国と馳騁して毫も遜色なからしむるは工業教育の上より見て重要事に屬す 沈んや明治維新以来數十星霜を経基礎漸く成り程度昂進以て現時の状態に達せる我工業教育をして一朝程度を低下せしむる始きは國家の不祥時実に之より大なるはなし

一、新大学令には研究科を設くるの条項ありと雖如に高等の工業教育に於て必要なるは其基礎学科の修養に在りて普通工業大学修了の後に之を為さんとするも到底満足の効果を期すべからず

上記の趣意書は同月三〇日の教授会で幾分文面が変更⁽⁶⁾され提出されたが、そこでは低級大学なるものの必要を認めながらも、高等学校、帝国大学という制度、水準の維持を必須のものとして主張しているのである。

そのことは他の五分科大学においても共通しており、等一、第三の諮詢事項への解答に現われてゐる。ただ医科のみ高等学校修業年限の一年短縮を可能としている点が注目される。第四の学位称号化の権に關しては可とするものがなお過半ではあつたが、とりわけ積極的な賛成ではなかつた。

ともあれ、これらを參照して大学としての意見を調整することは総長に一任され、東京帝国大学の意見として文部大臣に上申されたのである。⁽⁷⁾一方、高田大学令案に反対の意向は京都、九州、東北の各帝国大学でも同じであり、文部省と帝国大学側とが真向から対立するうち、大正五年一〇月、大隈内閣の總辞職となり、大学令案は断ち切れとなつたのである。

以上のように、高田文相の大学令案への対応の中で、東京帝国大学内に大学としての意志決定の機關として教授助教授総会や各教授会の代表からなる連合委員会が構想された。これらは実現にはいたらなかつたものの、次に大学制度の根本改革が現実の政策課題となる大正七年に組織された、帝国大学制度調査委員会の萌芽をなすものと言えよう。

一 帝国大学制度調査委員会の成立と審議経緯

大隈内閣総辞職の後、寺内正毅が組閣、岡田良平が文部大臣に就任した。岡田は教育調査会を廃し、学制改革問題に決着をつけるべく内閣直属の諮問機関として臨時教育会議を設置（大正六年九月）、大学令に関する討議の場もここに移った。臨時教育会議における大学制度改革の指向性は大学といわれるものの低度を引き下げるものではなく、むしろ帝国大学の水準で公私立のさらに単科の大学を認めるところだったので、今回は高田案当時のような文部省と帝国大学側との直接的対立を引き起こすようなことはなかつた。

大学令に関する審議の方向も見えた大正七年三月一九日、東京帝国大学評議会に山川総長より左記の諮詢案が提出された。

- 一、学年学級制度廢止
- 二、試験全廃
- 三、学士試験
- 四、教授助教授停年制度設置
- 五、総長推薦ノ件（銓衡委員ヲ置クコト）
- 六、学長推薦ノ件（銓衡委員ヲ置クコト）
- 七、教授助教授ノ黜陟（銓衡委員ヲ置クコト）
- 八、学年始メラ四月トスルコト
- 九、大学院改良

そしてその決定のために、各教授会より選出する教授各五名からなる委員会による調査、その結果の教授会への附議、更に評議会における審議、決定というプロセスを経ることが決議された。

大正七年三月二七日、山川総長を委員長とし、各分科大学教授合計三〇名を委員とする委員会が初の会合をひらいた。帝国大学制度調査委員会の成立である。委員の構成は医および文科が六名、法、理科が各五名、工、農科が各四名を出し、各分科大学とも学長が、さらに工、農を除く各分科大学では評議員が委員として参加した。⁽⁸⁾ 同委員会は四月三〇日までの一ヵ月余の間に合計一〇回の会合を開き、前記九件の諮詢事項案のうち「学士試験」を欠く八件に、「評議会の改造」、「名誉教授推薦」、「優等生と特待生の存廃」、「卒業式廢止」、「学位問題」の五件を加えた合計一三件の総長諮詢案件について審議し、決議を行つた。⁽¹⁰⁾ 審議決議内容は以下の通りである。

一、総長推薦ノ件（銓衡委員ヲ置クコト）

（出席一九名）

総長の任命は現状とするか推薦とするか

推薦説

補職とするか任官にするか

任官説

推薦は教授全体にて直接選挙とするの説

多数一三名

任期は五年とするの説

多数一九名

任期を附するや否や

多数一八名

任期説

多数一六名

任期は五年とするの説

（以上三月二七日）

（出席一九名）

学長は各分科大学毎に教授の互選とするの説

全会一致

任期を附するの説

任期は三年とするの説

再選は妨げなきの説

再選は何回にても可なりとの説

多数一八名
全会一致
(以上三月二十九日)

一、教授助教授ノ黜陟（銓衡委員ヲ置クコト）

任命は教授会の議を経るの説

免黜は教授会の議を経るの説

一、教授助教授停年制度設置

停年制度を設くる説

教授助教授の停年は六十歳とするの説

但除外例を設け教授会の議に附すること

一、評議会ノ改造

評議員学長以外の教授一名を増加するの説

任期を二年とするの説

一、名誉教授推薦ノ件

評議会に於て推薦するの説

一、学年始めを四月とすること

四月に改めるの説

一、学年学級廃止

学年学級を廃止する説
試験全廃を可とする説

(以上四月一六日)

(出席一九名)

多数二六名

多数一六名

(出席一九名)

多数三名

多数一七名

(出席一七名)

多数一四名

少数五名

多数一八名

(出席二五名)

多数一四名

多数三名

(但し出席二六名)

少数九名

多数一〇名

少数二名

全会一致

他の職務に從事する件は教授会に於て決議したる上更に評議会の議に附する説

在学年限を無期とする説

在学年限を二年とする説

(以上四月一七日)

一、優等生及特待生ノ存廃

特待生を廃止する説

優等生を廃止する説

一、卒業式廃止

廃止を可とする説

一、試験方法

科目試験の結果には数字評点を廃する説

試験の成績に階段を設ける説

階段を設くる説

但階段の数は教授会に一任すること

総評を附せざる説

在学年限に限度を附すること

但年限は各分科大学の教授会に一任すること

在学年限に限度を附する説

但年限は各分科大学の教授会に一任すること

在学年限に限度を附すること

但年限は各分科大学の教授会に一任すること

三一

一、学位問題

(出席二七名)

被選人ハ大学ノ内外ヲ問ハス広ク適任者ヲ求ムルコト
任期ヲ設ケ之ヲ五年トスルコト

大學が授与する説

多數一七名
少數

大學が授与する説

多數二一名
少數八名

博士名称を改むる説

多數二一名
少數八名

学位を学士と博士との二種にする説

多數二一名
少數八名

学位と太学院との関係を全く絶つる説

多數二一名
少數八名

(論文の審査は当該分科大学の教授会に於て為すの説は議論なく從つて採択せず)

博士会の推薦を廃止する説

多數二五名
全会一致

総長の推薦を廃止する説

多數二六名
少数七名

教授会より推薦を為すの説

多數二二名
少数二一名

学位令細則中の自著論文とある論文なる語の意義は広義に解釈する説

但シ除外例ヲ設ケ教授会ノ議ニ附スルコト

学位を授与する大学の件は決議せざる説

多數二二名
少数二二名

大学院を併置する大学は博士の学位を授くるを得ることとし其他の大学に

ありては單に学士を授くるを得るの説

多數二二名
少数二二名

従来の博士は現状の儘とし本改正案を適用せざる説

多數二二名
(以上四月二七日、三〇日両日)

こうして帝国大学制度調査委員会は一三件全部の審議を終えたが、

これと並行して各分科大学教授会おいても同様の審議がなされた。そ

して大正七年五月一四、一八両日の評議会は調査委員会の審議結果と、

各分科大学教授会の決議に基づき左記の決定を下したのである。

一、総長推薦ノ件

総長ノ任命ハ推薦ニ依リ専任トスルコト

推薦ハ教授会全体ニテ直接選挙トスルコト

総長ノ任命ハ推薦ニ依リ専任トスルコト
推薦ハ教授会全体ニテ直接選挙トスルコト

参考

各分科大学教授会ノ存廢意見数左ノ如シ
存スル説 五三
廃止説 八八

一、卒業式ヲ廃止スルコト

(以上五月一八日)

各分科教授会ノ意見左ノ如シ
参考 廃止 説 八九

存スル説

二九 (但農科ヲ除ク)

一、試験ノ方法

科目試験ノ結果ニハ数字評点ヲ廃スルコト
試験ノ成績ニ階段ヲ設クルコト

但階段ノ数ハ名分科大学ノ教授会ニ一任スルコト
総評ヲ附セサルコト

在学年限ニ限度ヲ附スルコト

但年限ハ各分科大学ノ教授会ニ一任スルコト

一、大学院改良

大学院ノ名称ハ之ヲ存スルコト

兵役ニ関スル特典ハ之ヲ廃スルコト

他ノ職務ニ從事スル場合ニハ當該分科大学教授会ニ於テ許否スルコト
在学年限ヲ三ヶ年トルコト

但延期ノ許可ハ現在ノ通

一、学位問題

大学カ授与スルコト

各分科大学教授会ノ意見ハ左ノ如シ
参考 国家カ授与スル説 五五
大学カ授与スル説 八〇

博士会ノ推薦ヲ廃止スルコト
総長ノ推薦ヲ廃止スルコト

学位令細則中ノ自著論文トアル論文ナル語ノ意義ハ広義ニ解釈スルコト
從来ノ博士ハ現状ノ儘トシテ本改正案ヲ適用セサルコト

三 決議事項の実施

『東京帝国大学五十年史』によれば、帝国大学制度調査委員会における決定事項は、「或は大正九年七月改正の学位令中に現れ、或は本学の内規として実行せられ、或は大正九年制定の本学分科大学通則（学部通則の誤り—引用者注）中に現れたり」とされる。本章の課題はこの実施の具体的展開をみるとある。

1 総長、学長候補者の選挙

いわゆる帝大総長公選問題は大学自治の要として帝国大学創設当初より学の内外で唱えられ、総長交代のたびに常に問題化して来た。^{〔1〕}いわゆる大正一・三年の沢柳事件の折の京都大学でも、荒木総長の選任

(大正四年)に京都大学の意志を実質的に反映し得たものの、総長公選の制度化に至らなかつた。東京帝国大学では今回の評議会決定にもとづき文部大臣に上申、内規による総長候補者選挙に踏み切つたのである。

大正八年七月八日の評議会は右内規を決議している。

総長候補者選挙内規

- 第一条 総長候補者ハ教授ノ選挙ニ依リ之ヲ推薦ス
- 第二条 総長ノ任期ハ五年トス
- 第三条 総長ハ任期満了前ニ教授ヲシテ総長候補者ヲ選挙セシム任期中辭職教授ヲシテ総長候補者ヲ選挙セシム
- セントスル場合亦同シ
- 第四条 総長死亡スルトキ又ハ選挙ヲ行ハシシテ退職スルトキハ総長代理者
- 教授ヲシテ總長候補者ヲ選挙セシム
- 第五条 選挙ヲ為スヘキ場合ニ於テハ総長又ハ総長代理者ハ各学部長ニ其ノ名ヲ通告ス
- 第六条 各学部長前条ノ通告ヲ受ケタルトキ其ノ学部ノ教授ヲシテ協議員二名ヲ互選セシム
- 第七条 協議会ハ総長又ハ総長代理者ヲ招集ス
- 協議会ハ総長又ハ総長代理者ヲ以テ議長トス
- 第八条 協議会ハ候補者タルニ適當ナリト認ムル者二名ヲ選定ス
以テ当選者トス當選者ナキトキハ最多数ノ得票アリタル者一名ニ就キ決選投票ヲ行ハシム
- 前項ノ選定ハ一名毎ニ無記名投票ヲ以テ之ヲ行ヒ投票ノ過半ヲ得タル者ヲ投票ヲ行ヒ之ニ決ス決選投票ノ結果得票同シトキハ年長者ヲ取ル最多数ノ得票アリタル者一名ヲ取ルニ付得票同シキ者アルトキ亦同シ
- 第九条 協議会ニ於ケル選定ノ結果ハ総長又ハ総長代理者ヲ学部長ニ通知

ス

第十一条 前条ノ通知アリタルトキハ各学部長ハ其ノ学部ノ教授ヲ招集シ總長候補者ノ選挙ヲ行ハシム
選挙ハ協議会ノ選定ニ拘束セラルゝコトナシ

第十二条 選挙ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ノ効力ハ各学部教授ノ多數ニ依リ之ヲ決ス

第十三条 各学部ニ於ケル投票ノ結果ハ学部長之ヲ總長又ハ総長代理者ニ報告ス

第十四条 投票ノ過半ヲ得タル者ヲ以テ当選者トス

第十五条 前条ノ規定ニ依ル当選者ナキトキハ最多数ノ得票アリタル者一名ニ就キ決選投票ヲ行ハシム

第八条第二項ノ末文ノ規程ハ此場合ニ之ヲ準用ス

第十六条 当選者定マリタルトキハ總長又ハ總長代理者ハ当選者ノ承諾ヲ求メ其ノ諾否ヲ各学部長ニ通知ス

現任ノ總長当選者トナリタル場合ニ於テハ總長ハ其ノ諾否ヲ各学部長ニ通知ス

第十七条 当選者其ノ当選ヲ拒辞スルトキハ第五条以下ノ規定ニ依リ更ニ選挙ヲ行フ

第十八条 当選者其ノ当選ヲ承諾スルトキハ總長又ハ總長代理者ハ其ノ当選者ヲ文部大臣ニ推薦ス

但シ現任ノ總長当選者トナリタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十九条 総長代理者ヲ置クヘキ場合ニ於テハ学部長中ノ年長者ヲ文部大臣ニ推薦ス

この内規にもとづく最初の総長候補選挙は大正八年一二月一日に実

施され、山川自身が最初の公選総長に選ばれてゐる。

一方学長の選挙のほうは法科大学を例にとるならば、早々の大正七年七日五日の教授会においてその互選が行なわれ、総数二十五票中一九票を獲得して小野塚喜平次が初代公選学長（大正七年七月）〇日～八年七月一八日）に任してゐる。

一方、工学部と改称した後の大正二二年一二月六日の教授会は左記の内規を制定している。

教授助教授任免ニ関スル内規

一、新ニ教授ヲ任用スルノ必要アル時学部長ハ其旨ヲ教授会ニ報告シ候補者ノ推薦ヲ請求ス

二、教授会ニ於テ前項ノ請求ヲ認メタル上候補者ヲ学部長ニ推薦スル者アル場合学部長ハ無記名投票ニヨリ五名ノ人事委員ヲ選挙セシム

三、学部長ハ人事委員会ニ出席シ推薦者ランテ候補者ノ氏名経歴及其学力等ヲ説明セシム

四、人事委員会ニ於テハ全員ノ出席ヲ要シ二名以上ノ同意ヲ得タル候補者ニ限リ学部長之ヲ教授会ニ提出ス

五、教授ニシテ退職ノ必要アリト認メラレタル者アル時学部長ハ教授五名以上ノ同意ヲ得テ人事委員ノ選挙ヲ教授会ニ請求ス

六、前項ノ場合教授会ハ無記名投票ニヨリ五名ノ人事委員ヲ選挙ス

七、退職ノ必要アリト認メラレタル者ニシテ人事委員ニ当選シタル場合ニハ残余ノ委員ヲ以テ委員会ヲ組織ズ

八、学部長ハ人事委員会ニ出席シ當該教授ノ名ヲ明示シ其理由ヲ説明スベシ

九、人事委員会ニ於テ全員一致ヲ以テ当該教授ノ免職ヲ可決シタル時ハ学部長之ヲ教授会ニ提出ス

十、第四及第九項ノ教授会ヲ招集セントスル時ハ少クトモ一週間前ニ各教授会決定方式を発足させたものと思われる。大正八年三月二五日の工科

大学教授会は「助教授推薦ノ件ニ関シ先決問題」として「向後人事ニ

兼官ノ教授ヲ本官トスルトキ亦同シ
但 渡辺鉄藏 上野道輔両氏及現在兼任ノ教授ニツキテハ此決議ニヨラサ

ルコト

助教授ノ教授ニ昇任スル場合ニハ特ニ異議ノ申立ラナス者アリテ議題トス

ルニアラサレハ採択ヲ要セサルコト

従つて法科大学にとつては今回の決議はその追認の意味しかなかつたと言えよう。

しかし工科大学の場合は評議会決議にもとづいて教授助教授の教授会決定方式を発足させたものと思われる。大正八年三月二五日の工科

大学教授会は「助教授推薦ノ件ニ関シ先決問題」として「向後人事ニ

但旅行中ノ教授ハ本項ノ數ニ算入セズ又同一事項ニツキ再招集ヲナシタル場合ニ於テハ出席者ノ數ニ掲ハラズ決議ヲナスコトヲ得

十二、助教授ノ任命ニ関シテハ學部長之ヲ教授總会ニ提出シ出席者四分ノ三分以上ノ同意ヲ得テ之ヲ決定ス

十三、自己ノ進退ニ関シ教授會若クハ教授總会ノ議ニ附セラレタル教授若クハ助教授ハ教授會若クハ教授總会ニ出席スルコトヲ得ルモ決議ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

3 教授助教授停年制度の設置

本問題を山川總長が調査委員会に諮詢した動機は「老朽教授を強制的に整理し、之に代るに新進教授を以てし、一は以て日進月歩の學術界の趨勢に應ずると共に、又大學内に一つの新陳代謝作用を行はしめんとする」にあつたと言われる。⁽¹³⁾ 本件は「委員会に於ては議論が相當に紛糾した」とされ、事實出席（五名中一五名の賛成といふ少差で可決された。⁽⁹⁾

そして決定後も、停年退職者に増加恩給を与えるためには法改正が必要とされたにもかかわらず、この件に関する政府の同意が得られず、その見込みがたたないままに山川總長の辞任となってしまった。

そして古在總長時代の大正一〇年五月、司法官の停年並びに恩給加増が法律をもって制度化されたのを機に、政府との交渉を再開したのである。しかしこの折も、法制化に關しては當時の原敬首相の同意を得ることができず、結局翌大正一年三月、大學の内規と經費によつて実施されることになった。この間の経緯については當時の法学部長中田薰の「古在氏の想出」（安藤円秀編『古在由直博士』昭和二三年）にくわ

しのでそれにゆづるが、当時のこうした事情を反映してかこの内規が成文化された記録がない。次にかかげるものは昭和三年一月二六日に制定された現行の内規であるが、旧來のものと同趣旨とされる。

東京大学教官の停年に関する規程

第1条 東京大学に勤務する教授、助教授及び常勤講師（以下「教官」と云う。）の停年については、この規程の定めるところによる。

第2条 教官の停年は、満60歳とする。

2 教官の停年による退職の時期は、停年に達した日の属する学年の末日とする。

附 則（略）

4 評議会の改造

評議員を一名ずつ増員する件に關しては改正帝國大學令（大正八年二月七日勅令第十一号）に、「帝國大學ニ評議会ヲ置キ各學部長及各學部ノ教授一人以内ヲ以テ之を組織ス」（第五条）といふ形で反映がみられる。實際に増員された評議会が初めて開催されたのは大正八年四月一五日であった。

任期を二年に短縮する件は、上記改正帝國大學令では從来通り三年に明記（第六条）されており、実現されなかつた。

5 名譽教授の推薦

名譽教授の推薦については從来から評議会が行つて來たが、大正七年一二月三日の評議会において推薦手続きを確認議決した。

一 推薦提出者ハ總長又ハ評議員何れニテモ可ナルコト

一 投決ハ無記名投票ヲ以テスルコト

一 評議員四分ノ三以上出席ニアラザレバ投票ヲ行ハサルコト

一 出席員四分ノ三以上(四分ノ三)ノ賛成アルニアラサレバ推薦セサルコト

一 候補者提出アリシ会議当日ハ説明ニ止メ議決ハ次回ニ於テスルコト

(候補者ノ効績調査等ノコトヲ教授会ニ諮詢スルコトハ差支ナシ)

なお本内規はその制定当日、理科学長代理藤沢利喜太郎より推薦を提議された元工科大学教授渡辺度に適用された。渡辺は次回(大正八年一月二一日)、無記名投票による全会一致で名誉教授推薦が決定した。

6 学年開始の四月への変更

そもそも官立諸学校の学年始を従来の九月より、小、中学校と同じ四月に始める件は、奥田文政⁽¹⁶⁾下の教育調査会において決議され、東京帝国大学評議会もこれに先立つてその承認を決定していた事項であり、今回の決定はその追認であった。

文部省の実施の意向を受けて、大正八年一月四日の評議会は、再度教授会の意見を徴し、総長に結果を報告するよう協議した。この意見徴集には翌年の二月までを要したが、改正しても支障なしとする教授会や、高等学校のほうが改められる以上は同意するほかなしとする教授会等種々の意見が出たものの、絶対拒否という意見もなく、大正九年二月三日の評議会で大正一〇年より改正の見込で調査する旨決定したのである。

学年開始を四月とするための学部通則改正は同年五月一一日の評議

会で決定、大正一〇年四月一日をもつて施行された。

7 学年学級の廃止

今、学年学級制廃止にまつわる制度改革を工学部にみてみよう。まず工科大学から工学部と改称された直後の大正八年五月二一日の教授総会で学科課目整理委員会⁽¹⁷⁾が設置される。この委員会の審議にもとづく学科課程、試験規定は同年七月に制定されたが、そこでは学年制が廃され科目制がとられた。即ち、授業を完了した科目について毎年三月に科目試験を行い、各学科所定の必修科目、選択科目、それに論文の試験に合格した者を卒業としたのである。

工学部ではさらに改革を推し進めるために大正一二年一月二五日の教授総会で学制研究委員会を設置した。⁽¹⁸⁾ 本委員会は同年一二月六日、前記「教授助教授兼任ニ関スル内規」とともに「学制ノ大体方針、教授助教授ニ関スル事項」⁽¹⁹⁾を教授総会に提出、同「方針」は翌年二月一日に承認された。

学制ノ大体方針

- 一、工業ニ関スル基礎学ニ重キヲ置クコト
- 二、学修ヲ一定型ニ箱制セシメザルコト
- 三、必修科目ヲ成ルベク減少シ学生ヲシテ学修ニ自由ナラシムルコト
- 四、各研究機関ノ価値ヲ發揮セシムベキコト

この後同委員会は約一年を要し「新学制案」を作成し、大正一三年一二月四日の教授総会にこれを提出したが、これは従来学科が一一に別れていたものを機械系、土木建築系、応用化学系及び基礎学系の四

一 採決ハ無記名投票ヲ以テスルコト

一 評議員四分ノ三以上出席ニアラザレバ投票ヲ行ハサルコト

一 出席員四分ノ三以上(四分ノ三)ノ賛成アルニアラザレバ推薦セサルコト

一 候補者提出アリシ会議当日ハ説明ニ止メ議決ハ次回ニ於テスルコト

(候補者ノ効績調査等ノコトヲ教授会ニ諮詢スルコトハ差支ナシ)

なお本内規はその制定当日、理科大学長代理藤沢利喜太郎より推薦を提議された元工科大学教授渡辺渡に適用された。渡辺は次回(大正八年一月二一日)、無記名投票による全会一致で名誉教授推薦が決定した。

6 学年開始の四月への変更

そもそも官立諸学校の学年始を従来の九月より、小、中学校と同じ四月に始める件は、奥田文政下の教育調査会において決議され、東京帝国大学評議会もこれに先立つてその承認を決定していた事項であり、今回の決定はその追認であった。

文部省の実施の意向を受けて、大正八年一月四日の評議会は、再度教授会の意見を徵し、総長に結果を報告するよう協議した。この意見徵集には翌年の二月までを要したが、改正しても支障なしとする教授会や、高等学校のほうが改められる以上は同意するほかなしとする教授会等種々の意見が出たものの、絶対拒否という意見もなく、大正九年二月三日の評議会で大正一〇年より改正の見込で調査する旨決定したのである。

学年開始を四月とするための学部通則改正は同年五月一一日の評議

会で決定、大正一〇年四月一日をもつて施行された。

7 学年学級の廃止

今、学年学級制廃止にまつわる制度改革を工学部にみてみよう。まず工科大学から工学部と改称された直後の大正八年五月二一日の教授総会で学科課目整理委員会が設置される。この委員会の審議にもとづく学科課程、試験規定は同年七月に制定されたが、そこでは学年制が廃され科目制がとられた。即ち、授業を完了した科目について毎年三月に科目試験を行い、各学科所定の必修科目、選択科目、それに論文の試験に合格した者を卒業としたのである。

工学部ではさらに改革を推し進めるために大正一二年一月二五日の教授総会で学制研究委員会を設置した。⁽¹⁸⁾ 本委員会は同年一二月六日、前記「教授助教授任免ニ関スル内規」とともに「学制ノ大体方針、教授助教授ニ關スル事項」⁽¹⁹⁾ を教授総会に提出、同「方針」は翌年二月一日に承認された。

学制ノ大体方針

- 一、工業ニ関スル基礎学ニ重キヲ置クコト
- 二、学修ヲ一定型ニ籍制セシメザルコト
- 三、必修科目ヲ成ルベク減少シ学生ヲシテ学修ニ自由ナラシムルコト
- 四、各研究機関ノ価値ヲ發揮セシムベキコト

この後同委員会は約一年を要し「新学制案」を作成し、大正一三年一二月四日の教授総会にこれを提出したが、これは從来学科が一一に別れていたものを機械系、土木建築系、応用化学系及び基礎学系の四

科に再編し、さらに研究組織と教育組織を分離しようとする画期的な改革案⁽²⁾であった。

しかし大正一四年一月二二日に決定、四月より実施された「工学部規定」によって実現したのは從来通り一一の学科を置くものであつた。しかし科目制からさらに進んで単位制がとられ、第四科（基礎学系）に構想されていた科目がそつくり学部直属科目となり、卒業必要

単位四〇単位中一三単位がこの内から取るよう定められるなど、学年学級制廃止の趣旨をさらに進める改革がなされたのである。⁽²⁾

8 優等生、特待生の廃止と試験方法の改善

優等生、特待生の廃止は試験成績の点数制の廃止と結びついた問題である。つまり細かな点数による順位がつかなくなり、これにともなつてこれらの制度は意味を失つたと言えよう。

特待生制度は明治一九年の分科大学通則制定以来、その通則の一項に規定されて来たもので、各分科大学学生中の学術優等品行方正者を選び特待生とし、授業料免除の特典を与えるという制度である。しかし本制度に関しては帝国大学制度調査委員会以前に、大正五年五月二三日の評議会決定で授業料免除の特典が「経費補足」を理由に廃止されてしまい、單に名譽的なものに変質していった。そして大正七年六月一八日の評議会は分科大学通則中の特待生規定そのものを廃止したのである。

優等生の選定は明治三一年、始めて卒業式に明治天皇の臨幸を仰いだ際、御下賜賞品銀時計の授了者の選定に始まる。以来、毎年この優

等生選定は行なわれ、後に述べる卒業式の廃止事由にも數えられるほど、その中心的位置をしめるようになつていだが、大正七年を最後に行なわなくなつた。

なおこうした動きと関連して、大正七年六月一八日の評議会は卒業学生の席次を次年、つまり大正八年より成績順から五十音順と変更することに決した。

9 卒業式の廃止

東京帝国大学の卒業式は、明治三一年以来臨幸を仰ぎ、優等生が銀時計の下賜を受けることを例としたこともあるて、同大学における一大行事となつていた。しかしこのじわゆる恩賜の銀時計をめぐつて「恩賜を挙げるの榮誉に沿せんが為めに努力勉励し、只管他に優らんことを欲するの弊」⁽²⁾を生み、批判の対象となつていた。

その廃止問題はすでに大正五年末の理科学院教授会の決議にもとづき理科学院長より評議会に提案されたことがあった。この提案は翌六年五月一五日の評議会での議決では否決されたのである。しかし、前述のように帝国大学制度調査委員会は再びこの問題を検討しその廃止を決議、評議会もこれを追認したので、卒業式は大正八年より廃止されたのである。

10 大学院および学位制度の改良

大學令の発布、帝国大學令の改正によって形式上一番大きい変更をこうむつたのは大學院制度である。旧帝国大學令は大學院を分科大學

とともに帝国大学の独立の構成要素とし、分科大学を「学術芸術ノ研究」する使命を与えていた（第二条）。ところが新帝国大学令は帝国大学を「数個ノ学部ヲ綜合シテ之ヲ構成ス」（第一条）るものとし、大学院はその「帝国大学ニ……置ク」（第三条）ものとした。この大学院とは、大学令による学部に置かれた研究科を「連絡協調ヲ期スル為之ヲ綜合」したといった性格のものである。

旧制度では東京帝国大学では大学院に関して独立の大学院規定を設けていたが、大学院が学部に従属した性格のものとなつたため学部通則（大正九年一月一七日評議会議）中の一節（第八節 大学院学生）に組み込まれた。これによると大学院学生の在学年限は二年とされ、帝国大学制度調査委員会と当時の評議会の決議である三年とは異なる。商業從事に関しても従来通り教授会ではなく学部長（分科大学長）の許可事項であり、帝国大学制度調査委員会当時の決議は実施されていない。学位制度に関する帝国大学制度調査委員会および評議会の決議と、大正八年三月二八日の臨時教育会議の学位制度に関する答申の主旨は一致していた。つまり、学位は各大学が授与すること（ただし文部大臣の許可を要す）、博士会や帝国大学総長の推薦による博士の廃止（博士会そのものの廃止）を答申は主張しており、大正九年七月五日制定の新学位令はこの線にそつたものであった。

新学位令制定に伴ない、東京帝国大学評議会は東京帝国大学学位規則の協議を大正九年一〇月五日より開始、同年一一月一六日に議了し、翌一〇年三月二三日文部大臣の認可を経て施行した。

む す び

臨時教育会議による大学教育及び専門教育の改善についての答申（大正七年六月二三日）を目前にし、大学令の公布（同年一二月六日）、帝国大学令の改正（大正八年一月七日）に先立つて東京帝国大学は帝国大学制度改革に関する意志を固めた。帝国大学制度調査委員会はその過程で生れ、機能した。しかしそれはいかなる役割を果したのか。

法科大学教授会が「教授会ノ意見ヲ代表スルコトナキヲ条件トシ」てその委員の選出を行つた（大正七年三月二〇日）ように、同委員は大学の正規の意志決定機関たる教授会一評議会にかわつてその権限を行使するものでは勿論ない。それはあくまでも調査委員会であった。

しかし同委員会は評議員のほか全員が構成員と成つたため、二節でもふれたようないわば拡大評議会の觀を呈した。一〇回におよぶ会合においても格別に資料を検討した様子もなく、初会から議決を行つてゐる。この委員会の議事録全体が評議会の記録中に書き残されたのも、これが評議会の延長的性格を持つていたことを示唆する。

これらの点は、実はこの帝国大学制度調査委員会を先例と意識して設置された昭和一二年の大学制度（臨時）審査委員会が三つの特別委員会を軸に、内外の資料をもとに調査し結論を出していったことと大きな対照をなす。こうしたことから考えると、帝国大学制度調査委員会は「調査」という名称にかわらず、各分科大学教授会の意志決定に先立ち評議会メンバーに教授会の選挙による代表を加えた拡大評議会によって一応の結論を出し、学内世論をリードするといった機能

を、帝国大学制度始まって以来最大の制度変革の場面で果すものであつたと言えるのではないだろうか。

註

- (1) 本委員会の名称については当時一定のものがあつたわけではない。たゞ
と記されており、他にも「帝国大学学制調査に関する委員会」と呼ばれて
いる例などがある。しかしここでは『東京帝国大学五十年史』(下冊 八
三頁)で用いられ、一般に通用してゐるこの名称を用いることにする。

(2) 拙稿「大正三年の帝国大学令改正案と東京帝国大学——奥田文政下の
学制改革問題」(『東京帝国大学史紀要』第一号 昭和五年一月) 参照

(3) 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第五卷 昭和一四年 一一
八—一九一頁参照

(4) 花見朔己編『男爵山川先生伝』昭和一四年 三三三頁

(5) 『東京帝国大学五十年史』(下冊 五五七頁)は「可とする者多數」
としているが誤りである。

(6) 教授会決定の趣意書は以下の通りである。

一、最高ノ工業教育ヲ授ケンニハ帝国大学工科大学ニ現存スル程度若ク
ハ其以上ノ程度ニ依ルヲ必要トス 今歐米諸國ノ実況ヲ観ルニ皆益其
程度ヲ昂進セシメントセリ 故ニ我工業教育ノ程度も亦斯ノ始キ世界
ノ大勢ニ鑑ミ将来益向上セシメザルベカラズ 現今新ニ学制ヲ改定セ
ラレントスルニ際シ若シ帝国大学工業教育ノ程度ヲ低下セシムルガ如
キコトアラバ國家ノ不祥之ヨリ大ナルハナシ

一、如ト高等ノ工業教育ニ於テ最モ必要ナルハ其基礎学科ノ充分ナル秩
序的修養ト健全ナル常識ノ涵養トニ在リ 低度大学修了ノ後ニ新大学
令ニ示ス所ノ研究科ナルモノヲ以テ補ヒ之ヲ遂ゲントスルモ到底満足
ナル効果ヲ期スベカラズ

(7) このことの直接の記録はないが花見(前掲註(4)三三六頁)による。
帝国大学制度調査委員会名簿

以上は評議会記録中の議事録による。しかし『検印録』(大正七年一七頁)中の委員会召集者の名簿では、医科では片山、文科では上田を欠き、工科では寺野精一が記載されている。また農科では古在を欠き、町田咲吉、麻生慶次郎の名前がみえる。これが何故上記のような人数のアンバランスを結果したのか不明であるが、上田、古在が加わったことは明らかに他の分科にあわせて学長を委員としたものであり、医は評議員である片山を追加したものと考えられる。

なお、『東京帝国大学五十年史』(下冊 八五頁)は委員数を三五名としているが誤りである。

(9) 『東京帝国大学五十年史』(同右)には「四月十四日に至るまで」とあるが誤りである。

(10) なお京都帝国大学では同じ時期(大正七年四月一五日～五月二三日)に臨時学制改革問題審議委員会が設けられ、東京帝大とほぼ同様の件について審議している。ただ「教授助教授の躊躇」を欠き、「帝国大学特別会計法の廃止」「大学の開放」「講座制度の廃止」「大学教官優遇の方法」とより広範な議題を取り扱っている。(『京都大学七十年史』 照和四年六九頁)

(11) 摘稿 前掲 (2) 参照

(12) なおこの決議は定足数にあいまいな点があり、大正六年六月七日には「教授助教授任命ニ関スル教授会ノ決議ニ関スル大正二年二月十三日の決議ノ出席教授三分二以上ノ同意ヲ要スルコトトアルハ教授三分二以上ノ出席ヲ定足数ト為シタル上ノコトナリト解釈」する旨定められた。

(13) 花見 前掲 (4) 三三二一頁

(14) 同上 三三二一頁

(15) これは停年制度実施後も尾を引いた。工科大学教授の広井勇がこの制度に反対の意志を貫くために停年を待たず辞職したという後日譚である。(故広井工学博士記念事業会『工学博士広井勇伝』昭和五年 七七頁)

(16) 摘稿 前掲 (2) 参照

(17) 工学部学科課目整理委員名簿
柴田畦作(土木)、内丸最一郎(機械)、井口常雄※(船舶)、山内鎮一※、

大河内正敏(造兵)、西健※(電気)、佐野利器(建築)、鶴居武(応化)、楠瀬熊治もしくは山家信次※(火薬)、舟橋了助(採鉱)、俵国一(冶金)
(※印は助教授)

(18) 工学部学制研究委員会名簿

山口昇(土木)、斯波忠三郎(機械)、末広恭一(船舶)、栖原豊太郎(航空)、青木保(造兵)、瀬藤象一(電気)、佐野利器(建築)、大島義晴(応化)、西松唯一(火薬)、舟橋了助(鉱山)、俵国一(冶金)(但し大正二年一月三〇日時点)

(19) 「教授助教授ニ関スル事項」を参考までに掲げる。

五、教授及助教授ハ毎年一回(三月末日迄)講義ノ梗概指導ノ実況研究ノ経過及育英ノ情況等ヲ錄シ学部長ニ報告スルモノトス

六、教授及助教授ハ從来ノ研究論ヲ成ルヘク学部長ニ差出シ尙向後ノ研究論文ハ之ヲ学部長ニ提出スベシ学部長ハ之ヲ輪講会又ハ其他教授助教授集会ノ機会ニ於テ発表スルコト

七、助教授又ハ在外研究員ハ必スシモ教授ノ候補者ニアラザルコト

(20) 「工学部ヲ四科ニ分ツ」(内田祥三文書 学科学生關係 其一 百年史編集室蔵)

(21) 「工学部規程内規」第六条

(22) これら一連の工学部「学制改革」と当時の工業教育改革の動きの関連については、拙稿「連合工業調査会『工業教育刷新案』と東京帝国大学工学部『学制改革』」(『大学史研究通信』第一号 昭和五三年) 参照

(23) 『東京帝国大学五十年史』下冊 一一七頁

(なお評議会、各教授会における審議経緯は各記録による。)

(たち あきら・奈良教育大学助教授)